

訪問介護重要事項説明書

＜ 2025年6月1日 現在＞

1. 緑風苑ホームヘルプサービスが提供するサービスについての相談窓口

(相談受付時間) 午前8時00分から午後5時00分まで

(電話番号) 048-578-7257

(担当) 平賀・横須賀・青田

苦情等の窓口

①苦情受付箱・・・介護老人福祉施設緑風苑正面入口横に設置しております。

②第三者委員・・・当事者への苦情受付窓口として、次の第三者2名を設置しております。

・府川 吉延（森経理事務所代表社員 048-554-1331）

・高橋 秀雄（元行田市役所職員 048-559-2014）

③行田市高齢者福祉課 048-556-1111

羽生市高齢介護課 048-561-1121

④埼玉県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 苦情対応係相談窓口

〒338-0002 さいたま市中央区大字下落合1704 国保会館

電話 048-824-2568

2. 緑風苑ホームヘルプサービスの概要

事業所名称 緑風苑ホームヘルプサービス

所在地 埼玉県行田市佐間2-2-18

介護保険指定番号 訪問介護（埼玉県1173700079号）

通常の事業の実施地域 行田市・羽生市

（1）職員体制

	常勤	非常勤	合計	業務内容
管理者	1	0	1	サービス管理全般
サービス提供責任者	2	1	3	生活上の相談等(兼務含む)
介護従事者	5	8	13	日常介護業務等(責任者含む)
内；介護福祉士	5	7	12	〃
内；1級・2級・実務者	0	1	1	〃

（2）サービス提供時間・・・年中無休・24時間※時間帯により料金が異なります。

3. サービス内容

（1）身体介護 食事介助・入浴介助・排泄介助・清拭・体位変換

（2）生活援助 買い物・調理・掃除・洗濯

（3）その他のサービス 介護相談

４．利用料金

介護保険からの給付サービスを利用する場合は原則として基本料金（料金表）の１割、２割若しくは３割です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービスの利用は全額自己負担となります。

<料金表；基本料金・>

訪問介護費【身体】

(利用額：円)

区分	提供 時間帯	単位	利用料 (介護報酬総額)	利用者 負担額 (１割)	利用者 負担額 (２割)	利用者 負担額 (３割)
身体０１ ２０分未満	昼間	163	1,698	170	340	510
	早朝・夜間	204	2,125	213	425	638
	深夜	245	2,552	256	511	766
身体１ ２０分～ ３０分未満	昼間	244	2,542	255	509	763
	早朝・夜間	305	3,178	318	636	954
	深夜	366	3,813	382	763	1,144
身体２ ３０分～ ６０分未満	昼間	387	4,032	404	807	1,210
	早朝・夜間	484	5,043	505	1,009	1,513
	深夜	581	6,054	606	1,211	1,817
身体３ ６０分～ ９０分未満	昼間	567	5,908	591	1,182	1,773
	早朝・夜間	709	7,387	739	1,478	2,217
	深夜	851	8,867	887	1,774	2,661

訪問介護費【生活】

(利用額：円)

生活２ ２０分～ ４５分未満	昼間	179	1,865	187	373	560
	早朝・夜間	224	2,334	234	467	701
	深夜	269	2,802	281	561	841
生活３ ４５分以上	昼間	220	2,292	230	459	688
	早朝・夜間	275	2,865	287	573	860
	深夜	330	3,438	344	688	1,032

【加算等】

(利用額：円)

区分	単位	利用料 (介護報酬総額)	利用者 負担額 (１割)	利用者 負担額 (２割)	利用者 負担額 (３割)
初回加算	200	2,084	209	417	626
緊急時訪問介護加算	100	1,042	105	209	313

名称等	加算・減算割合
事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物の利用者、又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合	90／100 へ減算
事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物の利用者 50 人以上にサービスを行う場合	85／100 へ減算
特定事業所加算Ⅱ	基本報酬の 10％を加算
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の 13.7％を加算
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の 6.3％を加算
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 2.4％を加算

6 級地 1 単位 10,420 円で換算し、利用料の計算をした。掲載した利用料は目安となる金額としています。

※1 新規に利用を開始される際（又は 2 ヶ月以上ご利用がない場合の再開時）、その初回若しくはその初回月にサービス提供責任者がサービスの提供若しくは、同行を行います。その場合、初回加算が追加されます。

※2 利用者若しくはその家族からの要請に基づき実施された、居宅サービス計画に予定されていないサービス（介護支援専門員が必要と認めた場合のみ）の提供を緊急に行った場合、追加されます。

①上表の料金設定の基準となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

②やむを得ない事情で、且つ、利用者の同意を得て 2 人訪問した場合は、2 人分の料金となります。

③訪問形態は、早番・遅番体制又は夜勤体制によって対応します。

<交通費について>・・・無料。

<支払方法>

毎回、原則 10 日までに前月分の請求書を交付します。その請求書を請求書交付月の 15 日（土・日・祝日の場合は翌営業日）、ご指定頂いたゆうちょ銀行口座振替によりお支払いいただきます。（残高不足の際は同月 25 日に再度振替）

尚、ゆうちょ銀行口座振替にかかる手数料 10 円のご負担が必要となります。お支払い頂きますと領収書を発行します。

（※ゆうちょ銀行口座振替以外の支払方法については、別途ご相談下さい。）

<その他>

①上記金額は条件により増減があります。その際は訪問介護員が説明致します。

②介護保険適用の場合でも、保険料の滞納により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合があります。その場合は一旦サービスの利用料金（１０割）をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日市町村の介護保険担当窓口に提出しますと、保険給付金相当分の払い戻しを受けることができます。

<サービスの中止>

利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記キャンセル料がかかります。
(電話番号 048-578-7257 受付時間 8:00~17:00)

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1) ご利用日の前日 17 時 00 分までにご連絡いただいた場合・・・無料2) ご利用日の当日 8 時 30 分までに
 ご連絡いただいた場合・・・利用者負担金の 25%3) 当日 8 時 30 分を超えてのご連絡、
 又はご連絡がなかった場合・・・利用者負担金の 50% |
|---|

※但し、利用者の容体の急変や他のサービス利用など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料金は不要です。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスをお受けいただく上でのご留意点

- ・ ヘルパーは医療行為や年金等の金銭の取扱いできませんのでご了承ください。(生活援助として行う、買い物等に伴う少額の金銭の取扱いは可能です。)
- ・ ヘルパーは、介護保険制度上、利用者（要介護者）の介護や家事の準備等を行うこととされています。家族の方の食事準備など、それ以外の業務については介護保険外のサービスとなりますので、ご了承ください。
- ・ 契約内容以外のサービスは、即日よりの対応はできませんのでご了承ください。
- ・ ヘルパーに対する贈り物や飲食等のもてなしはご遠慮させていただきます。

6. 第三者評価

第三者評価は、当事業所において未実施です。